

仙台市合理的配慮の提供支援に係る補助金交付要綱

(令和 5 年 8 月 22 日 健康福祉局長決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、障害の有無にかかわらず共に暮らしやすいまちづくりを推進するため、事業者が合理的配慮の提供を行うために要する経費に対し、市が予算の範囲内で補助金を交付することについて、仙台市補助金等交付規則（昭和 55 年仙台市規則第 30 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において使用する用語の定義は、規則において使用する用語の例による。

(補助金の交付対象者)

第 3 条 この要綱による補助を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 市内で開催される、飲食、物販、医療等の障害者を含む不特定多数の者の参加が見込まれるイベント等の主催者で、次のいずれかに該当すること
 - ア 市内に事業所または事務所等を有する者（国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。）及び地方独立行政法人を除く）
 - イ 市内の町内会やボランティア団体、学生・社会人サークル等の市民活動団体
 - ウ その他市長が特に必要と認めた団体
- (2) 市税の滞納がないこと
- (3) 暴力団等と関係を有していないこと

(市税の滞納がないことの確認等)

第 4 条 前条第 2 号に規定する要件は、市長が補助金の交付の申請をしようとする者の同意に基づいて市税の納税状況を調査することにより確認するものとする。ただし、申請者が、市税の滞納がないことの証明書（申請日前 30 日以内に交付を受けたものに限る。）を提出した場合はこの限りではない。

(市税の取扱い)

第 5 条 第 3 条第 2 号に規定する市税とは、個人の市民税（当該法人が仙台市市税条例第 22 条各項の規定に基づき、特別徴収義務者に指定されている場合に限る。）、法人の市民税、固定資産税、軽自動車税（種別割）、特別土地保有税、事業所税、都市計画税とする。

(補助対象経費)

第6条 補助対象経費は別表に定めるものとする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、別表に規定する補助対象経費に補助率を乗じて算出した金額と、同表に定める補助限度額から既に交付を受けている同補助金の額を差し引いた額のうち少ない方の額とする。ただし、国、県、市その他各種団体等が実施する補助事業の対象とされている経費は補助対象経費から除く。

2 前項の規定により算定した補助金の額に千円未満の額が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第8条 規則第3条第1項に規定する交付の申請は、事前に対象経費、補助金の額等について仙台市と協議の上、仙台市合理的配慮の提供支援に係る補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 手話通訳者・要約筆記者等設置計画書(様式第1号の2)
- (2) イベント等の内容がわかるパンフレット等の写し又は企画書
- (3) 対象経費の見積書
- (4) 市税納付状況確認同意書(様式第1号の3)
- (5) その他市長が特に必要と認める書類

(交付の決定及び却下)

第9条 市長は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査し、その結果、補助金の交付を決定したときは、仙台市合理的配慮の提供支援に係る補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとし、補助金を交付しないときは、仙台市合理的配慮の提供支援に係る補助金交付申請却下決定通知書(様式第3号)により当該申請を行った交付対象者に通知するものとする。

(変更等申請)

第10条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた交付対象者(以下「補助決定者」という。)は、申請内容に変更及び中止が生じた場合には、仙台市合理的配慮の提供支援に係る補助金(変更・中止)承認申請書(様式第4号)に、市長が必要と認める書類を添えて提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請を受けたときは、その内容を審査し、変更の可否を決定し、仙台市合理的配慮の提供支援に係る補助金(変更・中止)承認通知書(様式第5号)により、当

該申請を行った補助決定者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第 1 1 条 規則第 7 条第 1 項の規定による申請の取下げは、交付決定の通知があった日から 14 日を経過した日までに仙台市合理的配慮の提供支援に係る補助金交付申請取下書（様式第 6 号）により行うものとする。

（実績報告）

第 1 2 条 規則第 1 2 条に規定する実績報告書は仙台市合理的配慮の提供支援に係る補助金実績報告書（様式第 7 号）によるものとし、補助決定者は（第 1 0 条第 2 項の規定による変更の決定を受けた補助決定者を含む。）は、意思疎通支援者の設置をした日の翌日から起算して 3 0 日を経過する日、又は申請日の属する年度の 3 月 3 1 日のいずれか早い期日までに、次の掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- （1）支援者派遣元からの請求書の写し
- （2）支払いが確認できる書類の写し（領収書等）
- （3）対象イベント等に手話通訳者・要約筆記者を設置したことが確認できる写真データ
- （4）その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定通知及び交付請求等）

第 1 3 条 規則第 1 3 条の規定による通知は、仙台市合理的配慮の提供支援に係る補助金額確定通知書（様式第 8 号）により、当該報告を行った補助決定者に通知するものとする。

2 前項の通知を受けた補助決定者は、速やかに市長に補助金交付請求書（様式第 9 号）により請求するものとする。

3 市長は、前項の請求を受けたときは、補助決定者に補助金を交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消し）

第 1 4 条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- （1）偽りその他の不正行為により補助金の交付決定を受けたとき。
- （2）補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件又はこの要綱に違反したとき。

2 前項の取消しを行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。

（立入検査等）

第 1 5 条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者から報告若しくは資料の提出を求め、または当該職員にその事務所、事業所等に立ち入らせ、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させるものとする。

2 市長は、前項の結果、必要があると認めるときは、補助事業者に対し改善その他必要な措置を講ずるよう指導することができる。

(帳簿等の保存年限)

第16条 補助事業者は、当該補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び当該収入及び支出についての証拠書類を備え付け、かつ補助金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保管しておかなければならない。

(補助金の返還)

第17条 市長は、第14条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金が既に交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、健康福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年10月1日から実施する。

附 則 (令和7年3月31日改正)

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。

別表（第 6 条、第 7 条関係）

対象経費	補助率	補助限度額
市内開催行事における意思疎通支援者（手話通訳者、要約筆記者等）の設置に係る経費	3 / 4	50,000 円